

第3部 推進体制

I 今後の目標

男女共同参画社会の形成には、各重点分野において述べた広範かつ多岐にわたる取組を展開することが必要である。そのためには、推進力を一層強化していくことが必要である。

このため、基本計画、女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視機能の強化など、国内本部機構の強化が必要である。また、地域における男女共同参画を推進するためには、地方公共団体や民間団体等の積極的な取組が重要である。関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮し、関係機関間で連携するとともに、国が地方公共団体、民間団体等と有機的に連携し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが必要である。

II 施策の基本的方向と具体的な取組

1 国内本部機構(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化

(1) 施策の基本的方向

国内本部機構は、これまでナショナル・マシーナリーとして、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。今後とも、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣(男女共同参画)の下で、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能・体制を更に強化する。

(2) 具体的な取組

- ① 国内本部機構の機能を十分に発揮できるよう、体制の強化を図る。このため、事務局機能の充実も図る。
- ② 国内本部機構と、多様な主体(地方公共団体、国立女性教育会館、各地の女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、労働組合等)との連携を強化する。
- ③ 国内本部機構の運営に当たっては、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体を始めとする国民の幅広い意見を反映する。
- ④ 男女共同参画会議については、国内本部機構の重要な機関として、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策及び重要事項などの調査審議を行うこと、施策の実施状況について監視し、また施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査すること、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べることなどその機能を最大限に発揮する。

- ⑤ 男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体を始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、NPO や NGO、地縁団体など相互の交流や情報交換等の連携を強化するため、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成の支援を図る。
- ⑥ 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携強化など対外発信機能の強化に努める。
- ⑦ 国内本部機構が全体として有効に機能するよう、各府省における男女共同参画推進本部担当部署が、それぞれの府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるようその機能の充実を図る。

また、関係府省による連絡会議の定期的な開催などにより、行政機関相互の緊密な連携を確保する。

2 基本計画の実施状況や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能等の強化

(1) 施策の基本的方向

基本計画、女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての男女共同参画会議における監視・影響調査機能等を強化し、実効性を高める。

(2) 具体的な取組

- ① 基本計画における施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、定期的に監視するとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。
- ② 女子差別撤廃条約に基づく第6回報告に対する女子差別撤廃委員会からの最終見解における指摘事項への対応に関し、男女共同参画会議においてその進捗状況を監視する。
- ③ 政府の施策についての苦情の処理等について、行政相談制度、人権擁護機関等の積極的な活用により、その機能の充実を図る。
- ④ 国内人権救済機関が設置された場合には、男女共同参画会議は当該機関との密接な連携を図る。

3 地方公共団体や民間団体等における取組への支援(地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等)

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画社会の実現には、地域において身近な男女共同参画を推進すること

が重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、労働組合等が地域における多様な主体と連携・協働を強化することを促進する。また、国は、地方公共団体や民間団体等とともに一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。

(2) 具体的な取組

① 地方公共団体との連携強化

- i) 都道府県に対しては、関連施策の一層の推進、市町村への働きかけ等のために、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。
- ii) 市町村に対しては、推進体制の整備充実、関連施策の一層の推進のため、情報提供、研修機会の提供、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。
- iii) 地方公共団体に対して、基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供を行う。とりわけ、市町村に対しては、計画の策定に資するよう、参考となる資料を作成、提供し、その支援を図る。
- iv) 先進事例等の収集・分析、全国的な男女共同参画の進捗状況等のデータ・意見の収集、施策評価の手法の研究などを行い、地方公共団体等に対してこれらの成果を提供し、地域における男女共同参画推進を支援する。
- v) 男女共同参画推進へのリーダーシップ発揮について首長等への働きかけを行う。

② 女性センター・男女共同参画センター等男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実

- i) 女性センターや男女共同参画センター等(以下、「センター等」という。)は、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を有しており、NPO、NGO や住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。それぞれの地域においてこうした機能を十分に果たせるよう、センター等の果たす役割を明確にし、理解の深化を促進する。
- ii) 地域における課題解決や実践的活動につながる知識習得、それぞれの地域における人々の課題の把握・解決のための情報提供、人材の発掘・育成などセンター等の機能の充実が図られるよう支援するほか、センター等を拠点とする団体とその他の地域団体とをつなげるなどの役割をセンター等が果たすことを促進する。
- iii) センター等を運営する指定管理者について、男女共同参画施策等を十分理解していることや、地方公共団体の男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力が必要である。このため、指定管理者の選定基準について検討し、センター等の趣

旨目的を生かした効果的な管理運営がなされるよう促す。また、職員の意見がセンターの運営に反映されるシステムを促す仕組みづくりを促進する。

③ 国立女性教育会館における取組の推進

- i) 我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修・交流を行い、全国のセンター等のネットワークの中核を担うなど、これまで果たしてきた役割の重要性和実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を更に支援するとともに、大学等ともより一層の連携を図るなど、機能のさらなる充実・深化を促進する。

④ 女性と仕事の未来館における取組の推進

- i) 働く女性や働くことを希望する女性を総合的に支援する拠点として、女性の能力発揮や健康促進等の事業で蓄積したノウハウを全国の女性関連施設や団体へ提供するため、研修や情報提供を行うほか、働く女性のグループ・団体等のデータベースの構築等により活動の支援を行う。

⑤ NPO、NGO、地縁団体との連携強化

- i) 様々な分野で独自の視点に立って、自主的な活動を展開している NPO や NGO、地縁団体が、男女共同参画社会の実現や「新しい公共」の実現に向けて果たす役割は極めて大きいため、NPO、NGO、地縁団体との情報の共有を一層促進する。
- ii) 全国的な男女共同参画推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進め、NPO や NGO、地縁団体など相互の交流や情報交換等のネットワークづくりを充実させる。
- iii) 男女共同参画の推進を支援するため、NPO 法人を対象とした税制優遇措置の充実などの支援を検討する。

⑥ 大学、企業、経済団体、労働組合等との連携強化

- i) 男女共同参画の視点での分野横断的・全国的なネットワークを構築するため、大学や企業、経済団体、労働組合等に対し、地域での男女共同参画の実現に向けた様々な活動に当たって連携・協力を依頼する。